

令和6年度 第10回 湯梨浜町農業委員会定例総会議事録

開催年月日	令和7年1月10日（金）午後3時40分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員（12名）	1番 土海 政信 委員	2番 下田 健一 委員	3番 尾川 寛信 委員	4番 山田 隆雄 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 山下 和子 委員	7番 渡邊 由佳 委員	8番 清水 武敏 委員
	9番 横川 力 委員	10番 中村 弘明 委員	11番 蔵本 孝広 委員	12番 山上 真治 委員
欠席委員（0名）				
出席推進委員（8名）	13番 赤井 保 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 松本 勝男 推進委員	16番 山本 正義 推進委員
	17番 伊藤 文夫 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 音田 孝好 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員（0名）				
職務のため出席した職員	副町長 吉川 寿明 事務局長 吉野 和男 副主幹 中村 武史			
提案議案	第39号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第40号議案 農用地利用集積計画の決定について 第41号議案 農用地利用集積等促進計画の策定について 第42号議案 地籍調査事業に伴う地目の変更について			
報告事項	第1号 水田の畑地変換届について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会 農業委員会憲章 唱和	事務局 音田推進委員 事務局 長谷川会長 事務局 吉川副町長 事務局 清水部会長 山田部会長 事務局	それでは定刻となりましたので、ただ今から令和 6 年度第 10 回、令和 7 年最初の農業委員会の定例総会を開会します。 はじめに、農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。 本日の先導役は、議席番号 19 番の音田孝好 推進委員です。よろしくお願いします。 (農業委員会憲章の唱和) ありがとうございます。ご着席ください。 それでは開会にあたりまして、農業委員会 長谷川会長がごあいさつ申し上げます。 (長谷川会長あいさつ 中略) ありがとうございました。本日は、新年最初の定例総会であります。ご来賓として、湯梨浜町副町長 吉川寿明様にご臨席いただいています。それでは、吉川副町長様にごあいさつを頂きます。よろしくお願いします。 (吉川副町長あいさつ 中略) ありがとうございました。次に、農業委員会は 2 つの部会を設置しています。各部会長より、令和 7 年の部会活動の抱負等を含めたごあいさつをいただきます。 まずは、農政・担い手部会 清水部会長よろしくお願いします。 (清水武敏 農政・担い手部会長あいさつ 中略) ありがとうございます。次に、農地対策部会 山田部会長よろしくお願いします。 (山田隆雄 農地対策部会長あいさつ 中略) ありがとうございます。皆さまにおかれましては、引き続き、部会活動への参画、ご協力をお願いします。 それでは、本日の出席者報告を致します。農業委員の現員数 12 人に対し、ただ今の出席委員は 12 人であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。 ここで、吉川副町長様はご退席されます。ご多忙のところご臨席いただきありがとうございました。 ～吉川副町長退席～ 進行します。次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定によ

2 議事録署名委員の指名	長谷川会長（議長）	り、会長が議長となります。それでは、長谷川会長より進行をお願いします。 本日は、現地調査を伴う案件はございません。
3 報告事項 第 1 号 水田の畑地変換届について	（議長） 事務局	日程 2.「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。 （「異議なし」の声） 異議なしと認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には、議席番号 4 番の山田隆雄委員、議席番号 6 番の山下和子委員、両名の方を指名させていただきますのでよろしくお願い致します。なお、会議書記におきましては、事務局をお願いを致します。 日程 3.報告事項に移ります。報告事項第 1 号「水田の畑地変換届について」を説明してください。 会議書 2 頁です。 報告事項第 1 号「水田の畑地変換届について」を説明します。 次のとおり、水田の畑地変換届出書が提出されたので報告するものです。 （資料は 2-1 頁） 番号 1 届出人は、田後●●。土地の所在は、大字田後——。地目は田、面積は 1,419 m²です。この土地を 50 cmの盛土を行い、普通畑へと変換するものです。
4 議事 議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	（議長） 事務局	頁をめくっていただき、2-1 頁が航空写真による位置図で、中央少し下付近に赤色で示しています。申請地の東側と西側の隣接農地所有者の同意書が添付されています。説明は以上です。 説明が終わりました。報告事項でございますので、皆さんのご了承をお願い致しますが、皆さんからお尋ねがございましたら、挙手のうえ発言をしてください。 それでは無いようですので、以上で報告事項は終わります。 日程 4.議事に移ります。議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明してください。 会議書 3 頁です。 議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。 次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。

		(資料は 3-1 頁) 番号 1 譲渡人は、上橋津●●。譲受人は、上橋津●●。土地の所在は、大字光吉——。地目は、台帳・現況・利用状況 いずれも田。面積は、1,008 m²。権利取得後の経営面積は 20 アールで、親戚間の贈与による所有権移転です。 頁をめくっていただき、3-1 頁が航空写真の位置図です。中央付近に赤色で示しています。番号 1 の説明は以上です。 再度、3 頁をお願いします。 (資料は 3-2、3-3 頁) 番号 2 譲渡人は、上浅津●●。譲受人は、上浅津●●。土地の所在は、全部で 4 筆です。大字上浅津——。地目は、台帳・現況・利用状況 いずれも田。面積は、1,000 m²。大字上浅津——。地目は、台帳・現況・利用状況 いずれも田。面積は、1,112 m²。大字上浅津——。地目は、台帳・現況・利用状況 いずれも田。面積は、914 m²。大字上浅津——。地目は、台帳 田、現況・利用状況は、畑。面積は、70 m²です。権利取得後の経営面積は 30 アールで、親子間の贈与による所有権移転です。 頁をめくっていただき、3-2 頁が字——の航空写真の位置図です。中央付近に赤色で 1 と示しています。次の 3-3 頁が字——の航空写真の位置図です。中央上付近に赤色で 2,3,4 と示しています。番号 2 の説明は以上です。 再度、3 頁をお願いします。 (資料は 3-4 頁) 番号 3 譲渡人は、兵庫県尼崎市●●。譲受人は、方地●●。土地の所在は、大字方地——。地目は、台帳・現況・利用状況 いずれも田。面積は、389 m²。もう一筆、大字方地——。台帳・現況・利用状況 いずれも田。面積は、108 m²です。権利取得後の経営面積は 159 アールで、贈与による所有権移転です。 頁をめくっていただき、3-4 頁が航空写真の位置図です。左側に赤色で示している 2 筆です。番号 3 の説明は以上です。 以上、この 3 件の申請につきましては、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。
--	--	--

議案第 40 号 農用地利用集積計画の決定について	(議長) 山本推進委員 事務局 山本推進委員 (議長) (議長) 事務局	説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 番号 3 の案件について、小面積の農地ですが、これだけ耕作するのですか。 譲受人は、申請地に隣接する農地を現在耕作中であり、申請地を取得し、併せて今後耕作されるものです。 わかりました。 その他に質疑はございますか。 質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり議決致します。 次に、議案第 40 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。なお、本議案につきましても、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がございます。お諮りをします。議席番号 10 番の中村弘明委員、12 番の山上真治委員、16 番の山本正義推進委員、以上 3 名より申請の整理番号 6,7,11 から 14,22,25,26 の 9 案件を先に分割審議することにご異議はございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、整理番号 6,7,11 から 14,22,25,26 の 9 案件を先に分割審議することとします。それでは、中村弘明委員、山上真治委員、山本正義推進委員の 3 名は退席してください。 (10 番 中村弘明委員、12 番 山上真治委員、16 番 山本正義推進委員 退席) 3 名の委員の退席を確認しましたので、審議を続けます。議案第 40 号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、総括及び分割審議の案件について説明してください。 会議書 4 頁です。 議案第 40 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。 次のとおり、令和 5 年改正農業経営基盤強化促進法、附則第 5 条の農用地利用集積計画に関する経過措置に基づき、農用地利用集積計画が作成されたので、改正前の同法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。なお、公告予定日は令和 7 年 1 月 15 日です。 (資料は、4-1 頁～4-4 頁)
--------------------------------------	--	---

		4-1 頁、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。関係戸数は、借人 15、貸人 30。利用権の設定期間は、田畑の合計で、3 年未満が 5 件で 9,815 m²、3 年以上 6 年未満が 22 件で 28,425 m²、6 年以上 10 年未満が 5 件で 11,763 m²です。設定作物等面積は、水田としての利用が 31,027 m²、転作田としての利用が 862 m²、樹園地としての利用が 2,985 m²、普通畑としての利用が 15,129 m²です。利用権設定面積率は 0.424%です。各筆明細は、頁をめくって頂き 4-2 頁以降になります。 分割審議案件です。まずは、議席番号 10 番の中村弘明委員関連です。 4-2 頁の整理番号 6、利用権の設定を受ける者は、藤津——、合同会社●●です。大字水田地内の記載の 2 筆の田を、新規で水稻栽培を 10 年間、無償での使用貸借です。 整理番号 7、大字光吉地内と下浅津地内の記載の 3 筆の田を、更新で水稻栽培を 10 年間、無償での使用貸借です。 4-3 頁の整理番号 25 と 4-4 頁の整理番号 26、大字下浅津地内と大字光吉地内の記載の 2 筆の田を、更新で水稻栽培を 10 年間、無償での使用貸借です。議席番号 10 番の中村弘明委員関連は以上です。 次に、議席番号 12 番の山上真治委員関連です。 4-3 頁の整理番号 11,13,14、利用権の設定を受ける者は、田後——、株式会社●●です。はわい長瀬と田後地内の記載の 3 筆の田を、更新で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。 整理番号 12、はわい長瀬地内の記載の 1 筆の畑を、更新で白ネギ栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。議席番号 12 番の山上真治委員関連は以上です。 次に、議席番号 16 番の山本正義推進委員関連です。 4-3 頁の整理番号 22、利用権の設定を受ける者は、方地——、山本正義です。大字方地地内の記載の 1 筆の田を、新規で水稻栽培を 3 年間、無償での使用貸借です。議席番号 16 番の山本正義推進委員関連は以上です。 以上、分割審議案件の 3 名の「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。 説明が終わりました。分割審議案件の各筆明細、整理番号 6,7,11 から 14,22,25,26 の 9 案件について、これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。
	(議長)	

	事務局	議案第 40 号「農用地利用集積計画の決定について」の内、分割審議している各筆明細、整理番号 6,7,11 から 14,22,25,26 の 9 案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 40 号「農用地利用集積計画の決定について」の内、整理番号 6,7,11 から 14,22,25,26 の 9 案件は、原案のとおり意見決定を致します。 それでは、退席している 3 名の委員に入ってください。 (10 番 中村弘明委員、12 番 山上真治委員、16 番 山本正義推進委員 着席) それでは、3 名の委員の着座を確認しましたので、審議を続けます。議案第 40 号の分割審議以外の案件について、事務局より説明をしてください。 分割審議以外の案件です。新規と更新の契約がありますが、案件が多いため、新規契約のみを説明します。 4-2 頁です。整理番号 1、利用権の設定を受ける者、田後●●です。大字田後地内の記載の 1 筆の田を新規で水稻栽培を 3 年間、無償での使用貸借です。 整理番号 2 と 3、利用権の設定を受ける者、倉吉市東巖城町●●です。はわい長瀬地内の記載の 2 筆の畑を新規で白ネギ、玉ねぎ等の栽培を、整理番号 2 は 3 年間、整理番号 3 は 5 年間、無償での使用貸借です。 整理番号 4 と 5、利用権の設定を受ける者、宮内●●です。大字長和田、門田、長江、光吉地内の記載の 4 筆の田を新規で水稻栽培を、整理番号 4 は 2 年間、整理番号 5 は 5 年間、無償での使用貸借です。 4-3 頁です。整理番号 17 と 18、利用権の設定を受ける者、久留●●です。はわい長瀬地内の記載の 2 筆の畑を新規でブドウ、イチゴ栽培を 6 年間、有償での貸貸借です。 整理番号 19、利用権の設定を受ける者、松崎●●です。はわい長瀬地内の記載の 1 筆の畑を新規でさつまいも栽培を 10 年間、無償での使用貸借です。 整理番号 20 と 21、利用権の設定を受ける者、野花●●です。大字野花地内の記載の 2 筆の畑を新規で柿、野菜栽培を 5 年間、整理番号 20 は無償での使用貸借、整理番号 21 は有償での貸貸借です。なお、整理番号 21 は全体面積のうち一部面積 50 m²の利用権設定です。 以上が新規であり、更新は記載のとおりですので説明は省略させていただきます。
--	-----	---

議案第 41 号 農用地利用集積等促進計画の 策定について	(議長) 河井推進委員 事務局 河井推進委員 (議長) (議長) 事務局	分割審議以外のこれら案件の「農用地利用集積計画」についても、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。 説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 確認です。記載されている有償での賃貸借は、1 年間の金額ですね。 10 アール当たりの 1 年間の金額です。 わかりました。 その他に質疑はございますか。 それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。 議案第 40 号「農用地利用集積計画の決定について」の内、分割審議以外の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 40 号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり意見決定を致します。 次に、議案第 41 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題とします。なお、本議案については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がございいます。お諮りをします。議席番号 10 番の中村弘明委員、11 番の蔵本孝広委員、12 番の山上真治委員、以上 3 名より申請の利用権設定案件の農地番号 8 から 30、売買案件の農地番号 1 から 6 の案件を先に分割審議することにご異議はございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、利用権設定案件の農地番号 8 から 30、売買案件の農地番号 1 から 6 の案件を先に分割審議することとします。それでは、中村弘明委員、蔵本孝広委員、山上真治委員の 3 名は退席してください。 (10 番 中村弘明委員、11 番 蔵本孝広委員、12 番 山上真治委員 退席) 3 名の委員の退席を確認しましたので、審議を続けます。議案第 41 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」のうち、分割審議案件、利用権設定案件の農地番号 8 から 30、売買案件の農地番号 1 から 6 の案件について説明してください。 会議書 5 頁です。 議案第 41 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。
--	---	--

		次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。 (資料は、5-1 頁～5-3 頁) 次の 5-1 頁からの農用地利用集積等促進計画案、各筆明細をご覧ください。 まずは、分割審議案件です。 議席番号 10 番の中村弘明委員関連の利用権設定です。 5-1 頁の農地番号 8 から農地番号 16 ままで該当します。地権者は記載の 3 人。土地は、大字 水下、下浅津、光吉地内の記載の 9 筆で、すべて地目は田。これら 9 筆を中間管理機構を通して、水稻栽培をするものです。契約期間は、地権者が機構に設定する期間はすべて 10 年、機構が耕作者に設定する期間は、農地番号 8 から 11 の 4 筆が 5 年、農地番号 12 から 16 までの 5 筆が 10 年です。すべて無償で、藤津 817 の合同会社●●に配分するものです。契約状況は、すべて更新です。議席番号 10 番の中村弘明委員関連は以上です。 次に、議席番号 12 番の山上真治委員関連の利用権設定です。 5-1 頁の農地番号 17 から 5-2 頁の農地番号 30 ままで該当します。地権者は記載の 6 人。土地は、大字田後、はわい長瀬地内の記載の 14 筆で、すべて地目は田。これら 14 筆を中間管理機構を通して、水稻栽培をするものです。契約期間は、農地番号 18 が 5 年、農地番号 28,29,30 が 2 年、その他は 10 年です。すべて無償で、田後 792-1 の株式会社●●に配分するものです。契約状況は、すべて更新です。議席番号 12 番の山上真治委員関連は以上です。 次に、議席番号 11 番の蔵本孝広委員関連の売買による所有権移転案件です。 5-3 頁の農地番号 1 から 6 ままで該当します。地権者は、久留●●。土地は、はわい長瀬地内の記載の 6 筆で、すべて地目は田で、利用目的は水稻栽培、6 筆の合計面積は 6,022 m²で、すべて農振農用地区域内の農地です。 地権者から機構へ所有権を移転する時期は、令和 7 年 2 月 26 日の予定で、対価は 6 筆合計で——万円、機構から耕作者へ所有権を移転する時期は、令和 7 年 3 月 24 日の予定で、対価は 6 筆合計で——万円です。10 アール当たり——万円での売買です。買受する者は、宇野——の蔵本孝広で、認定農業者です。議席番号 11 番の蔵本孝広委員関連は以上です。分割審議案件の説明は以上です。 説明が終わりました。分割審議案件の利用権設定案件の農地番号 8 から 30、売買案件の農地
	(議長)	

	河井推進委員 事務局 河井推進委員 (議長) 事務局 (議長)	番号 1 から 6 の案件について、これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 5・3 頁の売買案件は、機構を通して売買するのですね。 そうです。まずは、地権者と機構の間で売買します。その後、機構と耕作者の間で売買するものです。その売買手続きは機構が行うものです。なお、機構を通しての売買については、農振農用地区域内の農地を認定農業者等の担い手に売買することが条件となります。 わかりました。 その他に質疑はございますか。 それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。 議案第 41 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議している利用権設定案件の農地番号 8 から 30、売買案件の農地番号 1 から 6 の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 41 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、利用権設定案件の農地番号 8 から 30、売買案件の農地番号 1 から 6 の案件は、原案のとおり意見決定を致します。 それでは、退席している 3 名の委員に入ってください。 (10 番 中村弘明委員、11 番 蔵本孝広委員、12 番 山上真治委員 着席) それでは、3 名の委員の着座を確認しましたので、審議を続けます。議案第 41 号の分割審議以外の案件について、事務局より説明をしてください。 分割審議以外の案件について、簡潔に説明します。それでは、配分先を中心に説明します。 5・1 頁の農地番号 1 から農地番号 7 までの 7 筆を倉吉市の株式会社●●に配分するものです。地権者は記載の 3 人、土地は、はわい長瀬及び田後地内の田で、水稻栽培をするものです。契約期間はすべて 10 年、すべて無償で、更新によるものです。分割審議案件以外の案件の説明は以上です。 説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。議案第 41 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議以外の案件について、原案のとおり認めることに賛成
--	---	---

議案第 42 号 地籍調査事業に伴う地目の変更について	(議長) 事務局	の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 41 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」は、原案のとおり意見決定を致します。 次に、議案第 42 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」を議題とします。説明してください。 会議書 6 頁です。 議案第 42 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」を説明します。 地籍調査事業に伴う地目の変更について照会のあった別紙土地について、本委員会の意見を求めるものです。 (資料は、6-1 頁～6-14 頁) 6-1 頁です。この度照会のあった土地は、令和 5 年度に現地立会がなされた、大字長和田、佐美、埴見の各一部であり、農地から非農地に地目変更する土地です。 6-2 頁をご覧ください。現地立会された場所は、赤線で囲まれている範囲であります。なお、小さく黄色の数字番号の記載があります。この後説明で出てきます、通し番号の位置を示しています。説明した通し番号は、この位置ということで見てください。 6-3 頁をご覧ください。大字長和田地内の記載の番号 1,2 について、調査前地目の田を調査後の地目を公衆用道路、用悪水路に変更するものです。 6-4 頁以降は、大字埴見地内です。6-4 頁の番号 3 から 6-8 頁の番号 44 までの 42 筆について、調査前が農地であったものが、調査をした結果、現況は河川の中に取り込まれていて、現地確認が不能として処理されるものです。よって、地図にも示せない土地になります。 6-8 頁の番号 45,46,47 の 3 筆について、調査前地目の田を調査後の地目を宅地に変更するものです。 6-8 頁の番号 48 から 6-9 頁の番号 56 までの 9 筆について、調査前地目の田を調査後の地目、用悪水路に変更するものです。 6-8 頁の番号 57 について、調査前地目の田を調査後の地目を宅地に変更するものです。 6-10 頁以降については、地図に残る土地の地籍調査図であり、記載されている数字番号は、農地変更調書に記載されていた、通し番号であり、黄色で塗りつぶしてある箇所です。6-2 頁で示
--	--------------------------	---

5 その他	(議長) 横川委員 事務局 横川委員 (議長) (議長) 事務局 (議長) 事務局 (議長) 事務局	してあるものの詳細図、拡大図ということでご確認ください。なお、変更後の地目が宅地となる土地の補足説明をしますと、6-12 頁、縦に見ていただきますが、番号 45,46,47 については、●●集落排水処理施設が設置されている土地です。6-14 頁の番号 57 については、●●集落排水処理施設が設置されている土地です。ともに地目を宅地に変更するものです。説明は以上です。 説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 変更後の地目の用悪水路とはどういうものですか。 水路のことです。土地の地目設定において、水路という地目はありませんので、用悪水路として設定するものです。 わかりました。 その他に質疑はございますか。 質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 42 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 42 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」は、原案のとおり議決致します。以上で議事を終わります。 それでは、日程 5.その他に移ります。 (1) 1 月農家相談会の日程について、説明してください。 ○1 月農家相談会の日程について 1 月 16 日 (木) 午前 9 時～正午 担当：④ 山田隆雄 委員、⑥ 山下和子 委員、⑩ 山本正義 推進委員 (2) 農業委員会人権研修の日程について、説明してください。 ○農業委員会人権研修の日程について 2 月 10 日 (月) 午後 2 時 20 分～午後 2 時 55 分 【2 月定例総会前】 会場：役場別館第 3 会議室 ※内容は、町人権教育推進員と協議中 ※全員が午後 2 時 20 分までに集合してください。 (3) 2 月定例総会の日程について、説明してください。 ○2 月定例総会の日程について 2 月 10 日 (月) 午後 3 時～
-------	---	---

		現地調査委員：長谷川 会長、土海 会長職務代理 ⑦ 渡邊由佳 委員、⑧ 清水武敏 委員、⑭ 河井勝重 推進委員 (4) 2月農家相談会の日程について、説明してください。 ○2月農家相談会の日程について 2月20日(木) 午前9時～正午 担当：⑧ 清水武敏 委員、⑨ 横川 力 委員、⑲ 音田孝好 推進委員
	(議長) 事務局	(5) 令和7年度定例総会等の日程について、説明してください。 ○令和7年度定例総会等の日程について【資料1 1,2頁】 定例総会、農家相談会、農地パトロール一斉調査日 ※会場及び車両の早期確保のため、日程を決定するもの ⇒提案どおり決定
	(議長) 事務局	(6) 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、説明してください。 ○農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について【資料1 3,4頁】 この決議は、令和元年12月の全国農業会議所及び鳥取県農業会議からの通知により、令和2年1月の農業委員会総会において、この申し合わせ決議を実施するとともに、毎年1回以上は、総会等で法令遵守の注意喚起を実施することとの通知から、湯梨浜町農業委員会では毎年1月の定例総会において実施しているものです。 (事務局が資料1の4頁の説明をした後)
	蔵本委員	「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)」の読み上げは、農地対策部 副部長 蔵本孝広 委員が行う。
	(議長)	ただ今、読み上げていただきました「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)」について、全員で決議したいと考えます。賛成の方は挙手をお願いします。 全員が「挙手」であります。よって、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」は、このように決定します。
	(議長) 事務局	その他に事務局から何かありますか。 ありません。
	(議長)	その他に皆さんから何かございますか。 無いようですので以上で終わります。

6 閉会	(議長)	皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和 6 年度第 10 回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。お疲れ様でした。 (閉会 午後 4 時 5 9 分)
-------------	-------------	---